

令和2年4月8日

保護者 様

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立上小小学校長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う 分散登校の中止について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い、令和2年4月3日付けで学校安心メールにてお知らせした「市立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業及び分散登校の実施について」における分散登校を中止いたします。

なお、臨時休業については、下記のとおり実施いたします。長期の臨時休業となりますので、お子様の健康と安全を第一に考え、生活リズムを整えながら学習等に取り組まれるようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間について

4月9日（木）～5月6日（水）

2 臨時休業期間中の過ごし方について

(1) 健康管理について

お子様の体温の測定を毎日実施していただき、健康状態を確認してください。また、お子様に風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。

お子様は原則として、家の中で過ごすよう指導してください。健康維持のために屋外で運動や散歩をする場合は、感染防止に十分配慮してください。なお、お子様の健康保持の観点から運動する機会を確保するため、校庭を開放します。

(2) 児童生徒の学びを止めないための学習支援について

オンライン学習や紙の教材、テレビ放送など、学校が指示した学習課題について、計画的に取り組ませてください。学習課題は、学校ホームページ等とおして随時連絡します。

また、教育委員会や文部科学省で作成した資料を御活用ください。

なお、自宅等でオンライン学習を行うことが難しいお子様については、学校のコンピュータ室に配備された授業用コンピュータを使用できるようにします。詳細については、改めて御連絡します。



○教育委員会が作成したコンテンツは、「さいたま市ホームページ→トップページ→新型コロナウイルス関連情報→学校関連情報」内に掲載します（左記QRコード参照）。

○文部科学省が作成したコンテンツは、「子供の学び応援サイト」と検索することで確認できます。

(3) その他

学校からの連絡を受け取るために、毎日学校ホームページを確認してください。また、学校安心メールに未登録の保護者の方は、できる限り登録をお願いします。

なお、事故等が発生した場合には、直ちに警察、学校等に連絡してください。

3 臨時休業期間中のお子様の預かりについて

- (1) お子様が自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、学校施設で受け入れます。
時間帯は、8時15分から14時30分とし、送迎及び昼食については、保護者の方が御対応くださいますようお願いいたします。また、学校での受け入れ終了後に放課後児童クラブに行く場合は、通常の通所方法とします。
- (2) 預け入れの前に健康観察と検温を行い、37.5度以上の発熱や咳などの風邪様症状がある場合は、出席させず、家庭で休養してください。
また、前日夜に37.5度以上の発熱があった場合は、当日朝の体温が37.5度未満であっても預け入れを控えてください。
- (3) 預け入れの際には、お子様のマスク着用をお願いします。

4 学校の連絡先について

臨時休業期間中の学校との連絡は、以下の方法でお願いします。

- (1) 学校の電話 (048-644-6251)
- (2) 学校のFAX (048-644-5633)
- (3) 学校のHPアドレス (kamiko-e@saitama-city.ed.jp)

<問い合わせ先>

さいたま市教育委員会

指導1課 829-1661

特別支援教育室 829-1667

高校教育課 829-1671

健康教育課 829-1678